

令和2年3月24日

各小中学校体育施設開放事業運営委員会  
委員長様

淀川区役所  
教育支援担当課長  
榎原幸一

新型コロナウイルス感染症予防にかかる  
学校体育施設開放事業の対応について（依頼）

平素は、学校体育施設開放事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、標記事業につきまして実施を控えていただいておりました。

3月25日（水）以降は、下記の3つの原則に留意し集団感染の防止に極力努めていただいたうえで、事業を実施いただくことが可能です。ただし、利用団体が毎利用時、別紙の「学校体育施設開放事業利用記録」を運営委員会に提出し、感染症予防対策を十分に講じている場合のみ実施いただけます。さらに、学校施設を利用することになりますので、利用にあたっては校長に相談の上、学校の事情に応じた対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後変更した対応をお願いする場合がございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、事業参加者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、至急下記担当までご連絡ください（休日の場合はFAXでご一報ください）。

記

3つの原則

- (1) 換気を励行する（2方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスクの着用等）

【学校体育施設開放事業を行うにあたっての留意点】

- ・咳エチケット、手洗いなど感染予防対策の徹底
- ・事業に参加する者の健康管理の徹底
- ・共用品は使わないことや使う場合の器具、設備の消毒の徹底
- ・アルコール消毒液の設置
- ・基礎疾患のある方や2週間以内に海外渡航歴のある方の参加禁止

【参考資料】

- ・国の専門家会議における考え方
- ・春季休業中の部活動における留意事項

担当

大阪市淀川区役所 市民協働課（澤田・上田）  
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3  
電話：06-6308-9415 FAX：06-6885-0535